平成２４年（フ）第２１８号
相模原市中央区上溝７丁目24番12号　ハイツ西205
債務者　宇井奈津美
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２９号
新潟県燕市小中川729番地
債務者　有波　龍吉
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３０号
新潟県燕市小中川729番地
債務者　有波紀美子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３４号
新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田93番地１　ファミリーコーポグリーンＢ棟５号室、前住所新潟県長岡市長峰町513番地257
債務者　藤巻寿加子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３５号
新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田93番地１　ファミリーコーポグリーンＢ号棟５号室、前住所新潟県長岡市長峰町513番地257
債務者　藤巻　浩信
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３６号
新潟県三条市大谷地967番地
債務者　富澤　一広
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３９７号
大阪府羽曳野市東阪田15番地の32
債務者　阪下　明弘（旧姓蒲原）
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
堺市北区東浅香山町１丁77番地
債務者　近藤　安男
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４４７号
大阪府羽曳野市島泉６丁目19番16号
債務者　セイワ造園土木こと　松川　正和
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５０号
堺市堺区東湊町５丁307番地１　トゥリオーニ堺Ⅰ403号
債務者　藤山　榮子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４５３号
大阪府羽曳野市島泉５丁目７番７号
債務者　松本　浩一
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４９９号
堺市堺区南旅篭町西１丁１番８号　シャンクレール御陵前Ｂ―05号
債務者　植田　有理
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５１０号
堺市北区新金岡町４丁５番９―103号
債務者　西村　弘子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２２号
大阪府富田林市須賀２丁目33番１―215号
債務者　上村　悠二
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５２３号
大阪府富田林市須賀２丁目33番１―215号
債務者　上村　公子
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５４０号
大阪府松原市一津屋５丁目15番４―505号
債務者　澤田勝次郎
1　決定年月日時　平成24年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１２５号
広島県神石郡神石高原町小畠2761番地３
債務者　上川　富男
1　決定年月日時　平成24年６月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第３４号
福岡県行橋市大字延永805番地２
債務者　濱島いづみ
1　決定年月日時　平成24年６月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月９日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係